

【縣市町村事例】

徳島市における単独処理浄化槽等の合併処理浄化槽への転換促進の取組み

徳島市環境保全課

1. はじめに

徳島市は、四国三郎と称される吉野川の河口に位置し、市内に大小134の河川が縦横に流れる“水都”となっております。また、市内中心部に標高290mの眉山がそびえ、本市の緑のランドマーク的存在となっております。

江戸時代には阿波藩の城下町として、吉野川沿いで栽培されていた藍染染料を河川の水運を利用した集積地として栄え、阿波おどりや人形浄瑠璃をはじめとする伝統芸能も発展しました。

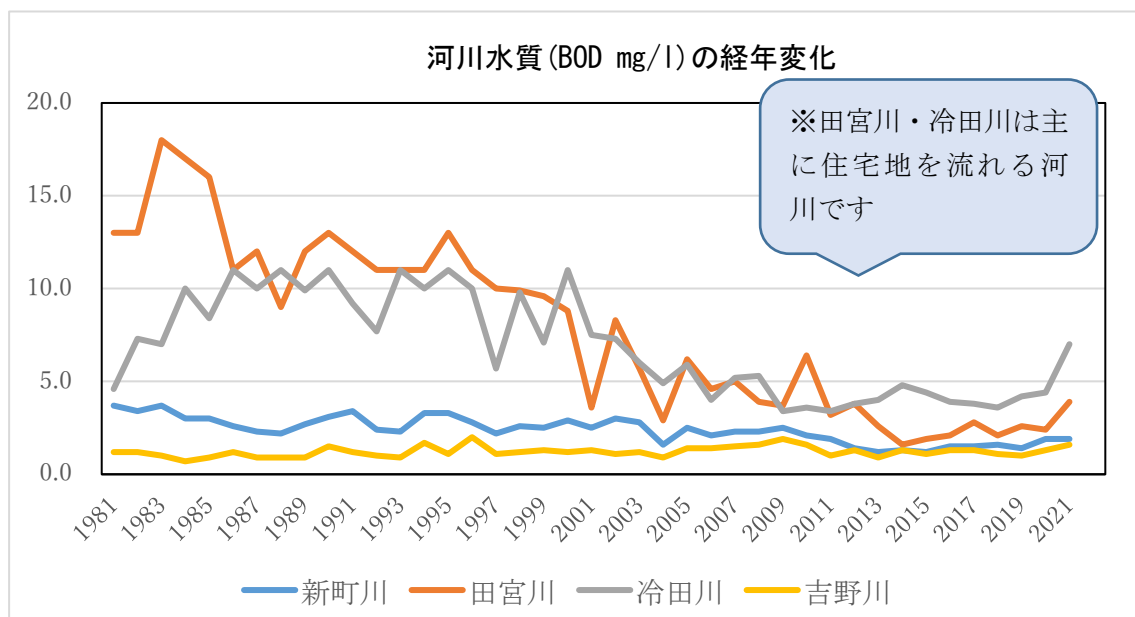
現在は、人口約25万人、徳島県の県庁所在都市として、産業をはじめ、政治、経済、文化、教育、情報といったさまざまな面において高い集積があります。



2. 現状

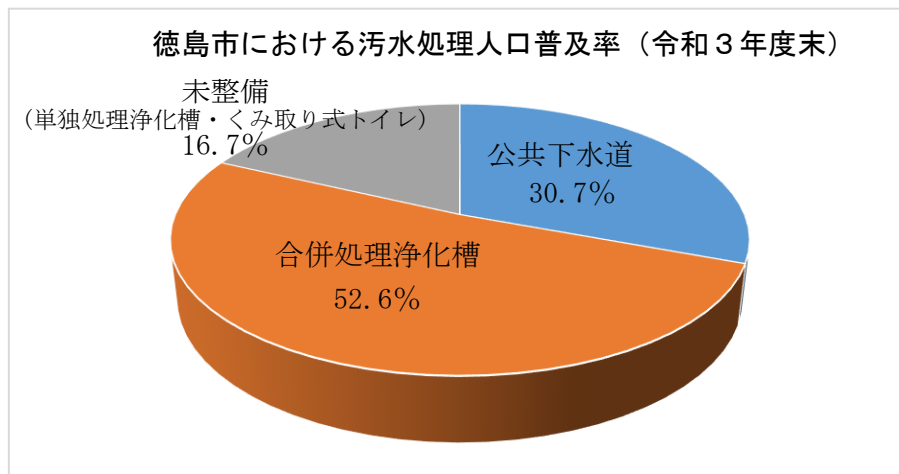
(1) 河川の水質状況

高度成長期、生活排水等による河川の水質汚濁が進み、市内中心部を流れる新町川などではヘドロによる悪臭発生等の生活環境の悪化が進みました。その後、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などにより河川の水質は改善傾向にありますが、住宅地を流れる河川については、改善傾向が緩やかなところがあります。



(2) 生活排水処理状況

徳島市の汚水処理人口普及率は令和3年度末で83.3%になっているものの、下水処理人口普及率は30.7%と低く、合併処理浄化槽設置済人口が多くを占めています。



(3) 汚水適正処理構想の見直し

徳島市では、今後の人口減少化においても持続可能な汚水処理システムの構築が求められることから、令和4年度に徳島市汚水適正処理構想を改定しました。

既に合併処理浄化槽の普及が進んでいる処理区について公共下水道の整備を中止し、今後、合併処理浄化槽により汚水処理を推進することとしております。

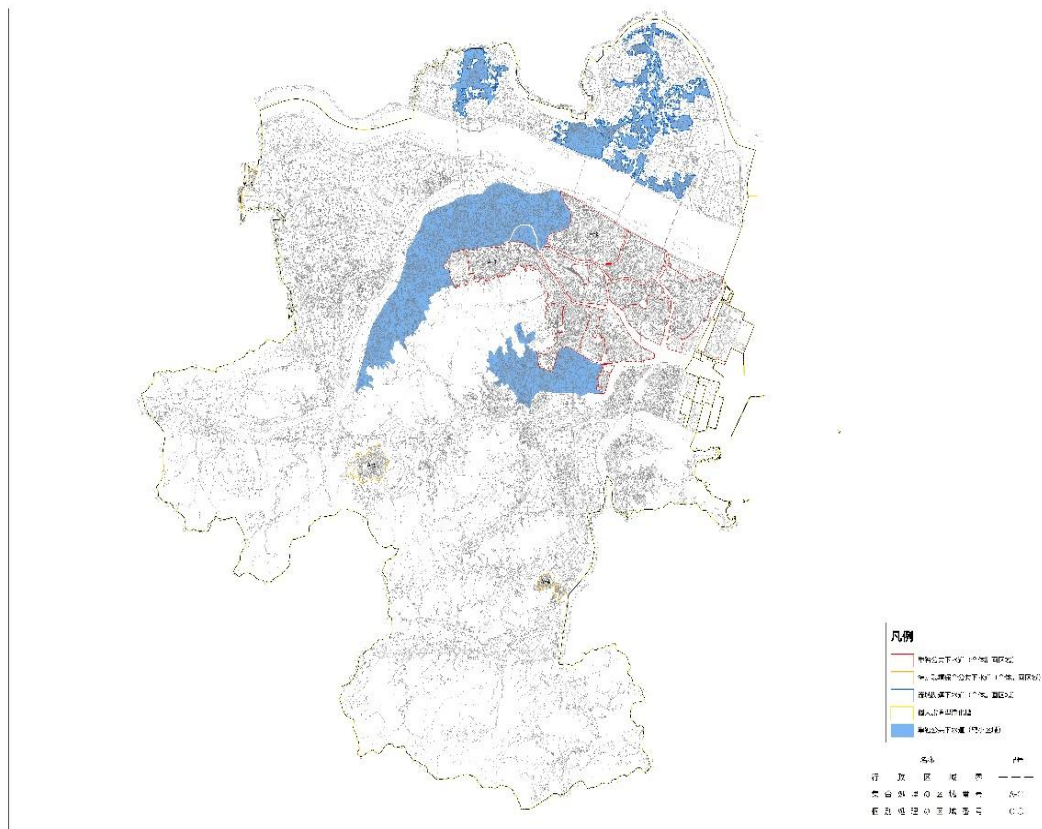


図 徳島市汚水適正処理構想（青色部分が個別処理区域に変更となった区域）

3. 合併処理浄化槽への転換促進

(1) 単独処理浄化槽の設置基数

令和3年度末時点における徳島市の合併処理浄化槽設置基数は約21,000基、単独処理浄化槽の設置基数は約37,000基となっています。

(2) 転換等の補助制度

既存単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽に転換を促すため、合併処理浄化槽整備事業として、国や徳島県の補助制度を活用しながら、合併処理浄化槽の普及を図っております。

令和5年度は、国の補助基準に合わせ、単独処理浄化槽の撤去に係る補助金を9万円から12万円に、宅内配管設置工事に係る補助金を10万円から30万円に増額しております。

(3) 徳島市の新たな取組み

汚水適正処理構想の見直しに伴って公共下水道計画エリアから外れることになった一部地域を「特定地域」として定め、特定地域内において、転換時における補助額の加算を市の単独事業として行うほか、建替・増築等の建築行為における既存単独処理浄化槽・くみ取り槽の転換に対して補助を行う「改築時転換」制度を導入し、合併処理浄化槽への転換を促進する施策を展開しております。

○設置等における補助

	区 分	令和5年度 補助限度額	補助対象経費
設置に要する 費用	5人槽	332,000円	浄化槽本体費及び送風機費 据付工事費 電気工事費 試運転調整費 その他市長が必要と認める 費用
	6～7人槽	414,000円	
	8～10人槽	548,000円	
撤去に要する 費用 (改築時転換 を除く)	単独処理浄化槽 の撤去費用	120,000円	単独処理浄化槽又はくみ取 り槽を全て掘り起こして適 法に処分する費用(建替・増 築に伴う転換は対象外)
	くみ取り槽の撤 去費用	90,000円	
宅内配管工事 に要する費用 (改築時転換 を除く)	転換に要する配 管工事費用	300,000円	便所、風呂、洗面所、台所等 から浄化槽への流入管、ま す及び合併処理浄化槽から 水路等への放流管の工事費 (建替・増築に伴う転換は 対象外)

○特定地域加算（令和5年度導入）

補助限度額	適用
200,000円	特定地域に居住する補助対象者が転換を行う場合に限る。

○改築時転換（令和5年度導入）

補助対象経費	区分	補助限度額
設置に要する費用	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	548,000円

4. 広報・啓発活動

単独処理浄化槽を設置している場合は既に水洗トイレとなっているため、台所や風呂などから未処理の生活排水を流しても身近な生活の中で直接的な影響を及ぼすことが少ないことから、多額の費用をかけて合併処理浄化槽に転換することが難しい状況となっていますが、令和5年度から転換補助制度を拡充したこともあり、広報活動に取り組んでおります。

（1）転換補助制度の周知

単独処理浄化槽の使用世帯に転換を促すために、浄化槽法に基づく県内唯一の指定検査機関である（公社）徳島県環境技術センターが行う法定検査の機会を利用して、転換補助制度の説明やチラシの配布などを行っております。

ふるさと徳島の水環境をみんなで守り次世代に引き継ぎましょう

生活排水をキレイにする

生活排水100%処理！

1人当たり1日に発生させる汚れの量 BOD換算量40g

合併処理浄化槽に転換しましょう！

くみ取り槽・単独処理浄化槽

■1人1日あたりの汚れの排出の割合

川や海などを汚す原因は、家庭から出る生活排水も大きな原因となっています。各家庭から流される排水はわずかでも、それが集まると大きな量になります。合併処理浄化槽で、川や海を汚す原因となるものを取り除いて流すようにします。

合併処理浄化槽を設置した場合は、単独処理浄化槽を設置している場合に比べ、川や海などに放流される汚れの量が8分の1になります。

生活排水をきれいな水にして流す「合併処理浄化槽」です！

「合併処理浄化槽」のこんなところがいいんです！

- 生活排水をすべてきれいにできる
トイレはもちろん、お風呂や台所、洗面所や洗濯排水まで、家庭から出るあらゆる水を浄化できます。
- 自宅周辺の水環境が保たれる
きれいにした水を流すので、悪臭や害虫の発生も抑えられ、瀬田や河川など自宅周辺の水環境を保つことができます。
- 浄化槽・ます・送風機が新しくなり、トラブル減少
浄化槽及び配管・料や、送風機が新しくなるので、古い浄化槽の修理や送風機の交換、配管の詰まりなどが減少します。
- 地震に強く、被災した場合でも復旧が早い
個別処理であり、早期復旧が可能。地震などへの災害対応力があるといわれています。東日本大震災で全損したのは3.8%でした。
- 自動車1台分のスペースがあれば設置可能
家庭用浄化槽は、自動車1台程度の広さがあれば設置できます。また、悪臭の浄化槽は強度が上がっていて、2車程度の荷重がかかって大丈夫です。

浄化槽の補助金制度

合併処理浄化槽への転換を応援します

対象地域	補助区分	人槽	設置費	搬去費	宅内配管	備考
一般地域	転換	5	33.2万円	単独槽 12万円 くみ取り槽 9万円	30万円	
		7	41.4万円			
		10	54.8万円			
特定地域	転換	5	33.2万円	単独槽 12万円 くみ取り槽 9万円	30万円	特定地域の加算 最大20万円
		7	41.4万円			
		10	54.8万円			
	改築時転換	5	33.2万円	対象外	対象外	
		7	41.4万円			
		10	54.8万円			

- 一般地域 公共下水道認可区域を除く徳島市全域が対象です。
- 特定地域 一般地域のうち、公共下水道整備計画区域から外れた加茂、加茂名及び八万分区を指します。この地域で転換する場合、工事費などの条件を満たせば、最大20万円を加算して補助します。
- 転換 くみ取り槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、工事（浄化槽の設置、既存機の撤去及び汚水管等の宅内配管工事）費用の一部を補助します。個人が対象で法人は対象外です。建築確認申請が必要な新設・増築は対象外となります。
- 改築時転換 特定地域内において、住宅の建て替え、増築等に併し、くみ取り槽又は単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合に、その費用の一部を補助します。補助金交付申請日において、3か月以上継続して居住している住戸又はその隣接地に設置する浄化槽が対象です。個人が対象で法人は対象外です。

【特定地域地図】 特定地域：地図上の黄色エリア

【人槽の目安】 5人槽…130㎡以下の住宅
7人槽…130㎡を超える住宅※
10人槽…2世帯住宅

※延床面積130㎡を超える住宅については、一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員設定基準の適用条件を満たした場合は、5人槽を設置することができます。

補助を受けるためには様々な条件があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

徳島市環境部環境保全課 Tel.088-621-5213

（公社）徳島県環境技術センター Tel.088-636-1234

このほか、広報誌やホームページを通じて、転換制度の概要や手続きの方法などの周知を図っております。

参考

<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kurashi/kankyoeisei/jokasou/zyoukasou.html>

(2) 水環境保全に対する啓発

令和4年度に改定した「徳島市生活排水対策推進計画」に基づき、水環境保全に対する意識を高揚し、生活排水対策の重要性を認識してもらうために、学習会の開催や浄化槽の正しい使用方法などを紹介したリーフレットの配布などを行っています。

市では、地域等において生活排水対策に取り組む市民を生活排水浄化実践推進員として市に登録(令和4年度末:115名)する制度を設けており、推進員との連携を図りながら、市民への啓発を進めています。

徳島市内を流れる河川と水質

徳島市は四国最大の一級河川・吉野川の沖積平野に発達した都市です。大小134本の河川が流れ、福島、守島、出来島など「島」のつく地名も多く残っています。この豊かな水に支えられ、徳島市は発展してきました。

しかし、吉野川や新川、鮎川など良質な水質の河川がある一方で、一部の中小河川では、流域の住宅から流れ込む生活排水などの影響により汚濁が見られ、油膜の発生や稚魚による魚のへい死などが報告されています。

河川で死んだ魚(徳島市)

正しく使おう「浄化槽」

浄化槽は、下水道が整備されていない地域の住宅などに設置されている、微生物の働きを利用して、暮らしの中の汚れた水をきれいにする装置です。間違った使い方や維持管理を適切に行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生することがあります。

- ① 保守点検
種菌補充の漏れ、機器の異常、消毒薬の補充など、原知事の登録を受けた業者に委託しましょう。
- ② 清掃
浄化槽内で発生した汚泥などの引き抜きや洗浄、市長の許可を受けた業者に委託しましょう。
- ③ 法定検査
①②が完了に実施された後、県内では公益社団法人徳島県環境技術センターが指定検査機関です。

単独処理浄化槽を使用している方へ

トイレの排水がけり処理する「単独処理浄化槽」は、その他の生活排水も併せてきれいにする「合併処理浄化槽」に比べ、汚れた排水量が多くなり、「川」や海を汚す原因になっています。長年蓄積した汚泥のためにも、合併処理浄化槽への切り替えを検討しましょう。

川や海へ流れ出る汚れの量(1人1日あたり)

災害時における浄化槽の使用について

大きな地震や地下浸水以上の浸水が起きた際、浄化槽を使用できなくなる場合があります。災害が起きた場合は、環境省作成のチェックシートをもとに、浄化槽の水況を確認してください。確認できなかったり、チェックに該当することがあった場合は、保守点検業者に連絡してください。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

川や海を みんなできれいに!

みんなでできる川にやさしい暮らしのマナー

徳島市

このパンフレットについてのお問い合わせ 徳島市環境保全課 088-621-6213

よみがえった新町川

「水の都・徳島」のシンボルとなった新町川も、昭和40年頃には工場や家庭からの排水の影響で汚染が進み、魚が住めない「死の川」と言われていました。

その後、工場排水の規制や下水道整備、吉野川の水を導く新町川浄化ポンプ場の設置などにより、水質は大きく改善され、新町川付近でも多くの魚を見ることができるようになりました。

■ 新町川(新町橋)のBOD^{*}年平均値(徳島市環境保全課調べ)

昭和42年度(1967年度)	平成6年度(1994年度)	令和3年度(2021年度)
32.3 mg/l	3.3 mg/l	1.9 mg/l

*BOD(生物化学的酸素要求量): 水の汚れを表す指標。数値が大きければ水が汚れている。一般にトイレや風呂などがすすむためには5mg/l以下の水質が必要といわれています。

5. 最後に

徳島市は汚水適正処理構想の見直しに伴い、集合処理から個別処理の推進に大きく舵を切ったところであります。

身近な河川や水路の水質保全のためには合併処理浄化槽の一層の普及、特に既存単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換が必要不可欠となりますが、転換には多額の費用がかかることから、転換に慎重な市民も多いと思われます。

今後とも、転換補助制度の拡充及び周知を積極的に行うことにより、ねばり強く合併処理浄化槽の普及に取り組んでいきたいと考えております。